追加資料
経済港湾委員会
（経済観光局）
令和２年３月23日

新型コロナウイルス感染症に関する経済対策について

１．経過（国・市）

1月30日	国が、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
1月31日	**県・商工会議所と連携し、新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口を設置**
2月 7日	国が、政府系金融機関等に配慮要請
2月14日	**融資制度「経営円滑化貸付」（県市協調）の要件緩和**
2月26日	国が、今後２週間の大規模イベント自粛要請
2月26日	**今後３週間の市主催イベント自粛発表**
2月28日	**市内小中高校等の臨時休業実施発表（期間：3月3日～3月15日）**
3月 2日	**セーフティネット保証４号指定 市長認定受付開始**
3月 3日	**新型コロナウイルス感染症患者の市内発生を発表**
3月 6日	**セーフティネット保証５号追加指定 市長認定受付開始**
3月10日	国が、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾」発表
3月 10日	**融資制度「経営活性化資金」、「借換等貸付」（県市協調）の要件緩和**
3月13日	**危機関連保証指定 市長認定受付開始**
3月19日	**危機対応貸付（県市協調）の創設を発表**

※太字は市の取り組み

２．市の対応状況

（１）新型コロナウイルス関する経営等相談窓口
（産業振興センター1階　「ひょうご・神戸経営相談センター」に設置）
・相談件数（3月18日時点）　：　148件　…　うち資金繰り・融資関連111件

（２）セーフティネット保証及び危機関連保証の認定状況（3月18日時点）
・４号（指定３月２日）　：　325件
・５号（指定３月２日）　：　30件
・危機関連（指定３月13日）　：　5件

（３）市HPでの情報提供
・市HP内に「事業者のみなさまへ」ページを作成し、市の取り組みのほか、国等の経済対策についても掲載。
・当ページに、市HPトップページからアクセスしやすいようリンクを設定。

（参考）県市協調融資制度と国の緊急対策による特別貸付の主な要件比較

区　　分		経営円滑化貸付 （新型コロナウイルス対策貸付）	経営円滑化貸付 （危機対応貸付）	日本政策金融公庫 特別貸付
対 象 者		・最近１か月間の売上高等が前年同期に比べて５％以上減少している者 ※３か月間から１か月間に要件緩和	・最近１か月間の売上高等が前年同期に比べて１５％以上減少している者	・最近１か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比べて５％以上減少している者
資金使途		運転資金・設備資金 ※運転資金のみから拡充	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
利率等	貸付利率 ＋ 保証料率	セーフティネット保証の認定により １．９５％　→　１．５０％	１．５０％	保証料がないため 下記貸付利率と同様
利率等	貸付利率	０．７０％ ※０．８０％から利率引き下げ	０．７０％	○中小企業事業 （1～3 年） １．１１％→０．２１％ （４年～）１．１１％ ※１億円超部分は 1 年目から１．１１％ ○国民生活事業 （1～3 年） １．３６％→０．４６％ （４年～）１．３６％ ※3,000 万円超部分は1年目から１．３６％ 以下の事業者には特別利子補給（3 年） ・売上高が２０％減の中小企業 ・売上高が１５％減の小規模事業者 ・小規模の個人事業主
利率等	保証料率 （第５区分）	セーフティネット保証の認定により １．１５％　→　０．８０％	危機関連保証の認定により ０．８０％	なし
貸付限度額		１企業・１組合 ２億８，０００万円 ※1 億円から引き揚げ セーフティネット保証で別枠 ２億８，０００万円	左記とは別枠で、 １企業・１組合 ２億８０００万円	（中小企業事業） ３億円 （国民生活事業） ６，０００万円
融資期間 （据置期間）		10年以内 （うち据置２年以内）	10年以内 （うち据置２年以内）	運転資金：15 年以内 （うち据置５年以内） 設備資金：20 年以内 （うち据置５年以内）
適用期間		令和２年６月末融資実行分まで ２月25日から融資申込み受付開始	令和３年１月末融資実行分まで ３月 16 日から融資申込み受付開始	令和２年３月 17 日から受付開始 令和２年１月 29 日以降借入分に遡及適用